



香南市 パートナーシップ宣誓制度

宣誓手続きの手引き



香南市にじいろのまち宣言

多様な性を尊重しあうまちづくり

この宣言は、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減し、
性的指向及び性自認を理由とするあらゆる差別や偏見の解消、
社会的な理解の促進につなげ、
多様性が尊重された社会の実現を目指していくものです。

香南市は、市民や企業と協働し、
性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、
誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせる
にじいろのまちづくりをすすめることを、ここに宣言します。

令和4年10月11日

香南市長 **濱田豪太**



パートナーシップ宣誓制度について

香南市は、多様な性のあり方への理解を深めることにより、お互いを認め、尊重し合いながら、自分らしくいきいきと安心して暮らせるまちをめざす「香南市にじいろのまち宣言」を行いました。

「にじいろのまち」とは、多様な性のあり方を虹のグラデーションに見立てて、すべての人が自分らしく暮らせるまちを表現しています。

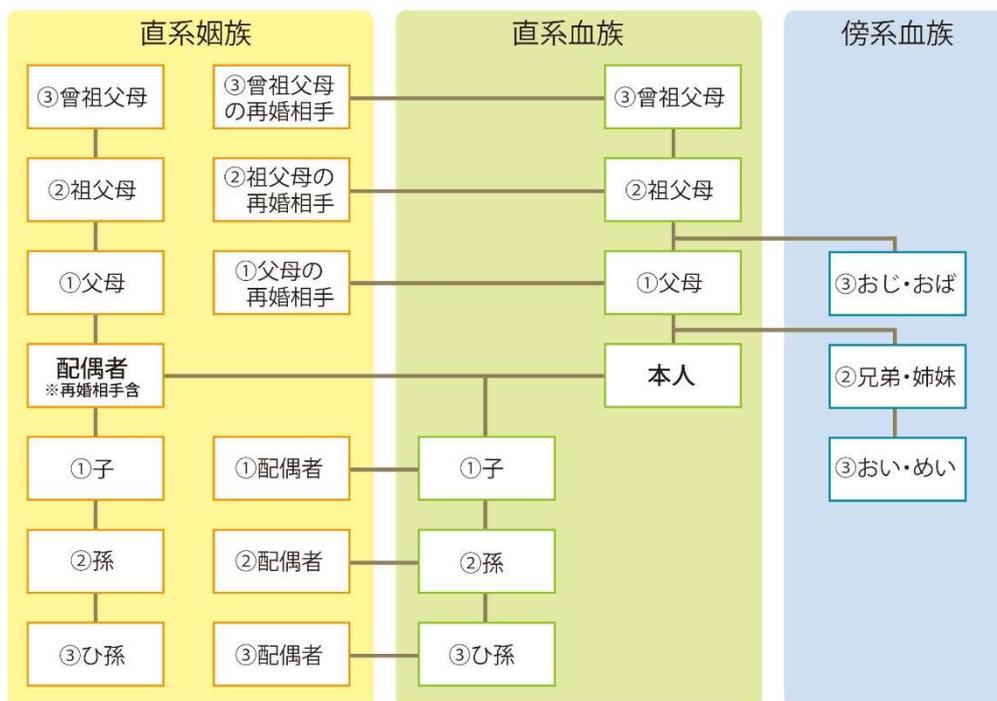
この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が証明することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

【宣誓できる方(全ての項目を満たしていること)】

- * 成年（18才以上）に達していること
- * 双方又は一方が市内に住所がある又は14日以内に本市への転入を予定していること
- * 双方に配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がないこと
- * 双方が他の方とパートナーシップ関係がないこと
- * 二人の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でない（宣誓しようとしているお二人の養子縁組を除く）

【パートナーシップの宣誓をすることができない者】

三親等内親族図



パートナーシップ宣誓制度の手続き方法

(宣誓から宣誓書受領証交付までのながれ)

① 宣誓日の事前予約

宣誓日は原則1週間前までに電話かメールにてご連絡ください。

宣誓日時の調整、必要書類の確認等を行います。

【連絡先】 香南市人権課

【直通電話番号】 0887-57-8507

【E-mail】 2216ps@city.kochi-konan.lg.jp

【予約受付時間】 平日8:30~17:15

【宣誓対応時間】 平日9:00~16:30

【宣誓場所】 香南市役所本庁舎など

※予約時に以下のことをお伝えください。

- (1) お二人の氏名、生年月日、住所
- (2) 希望日時
- (3) 日中連絡のとれる電話番号またはメールアドレス

※個室での受付ができません。

※提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報等は、必ず守られます。

不安なことや不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

② 宣誓書の提出

下記の必要書類を持参し、お二人そろってお越しください。

- (1) 「パートナーシップ宣誓書(確認書)」宣誓日に自署をお願いします。
- (2) 世帯全員の住民票の写し(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)
- (3) 結婚していないことが分かる書類

戸籍抄本、独身証明書など(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)

- (4) 本人確認書類

個人番号カード、旅券、運転免許証など、本人の顔写真が添付された官公署発行のもの宣誓書に、戸籍上の氏名と併せて通称名を使用することを希望する場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類(郵便物・社員証等)も必要です。

その他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

③ 宣誓書受領証の交付

宣誓書を受け付けてから宣誓書受領証の交付まで数日間必要です。

※交付は、郵送も可能です。

【宣誓後の届け出等】

① 宣誓書受領証の再交付

宣誓書受領証の紛失、毀損等により再発行を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第4号）に必要事項を記入の上、提出してください。

本人確認や内容を審査し、再交付いたします。

② 変更等の届出

次の場合は、「香南市パートナーシップ宣誓事項変更届」（様式第5号）に必要事項を記入し、提出をしてください。

届出の手続きは、宣誓者のどちらか一人で行うことができます。

(1) 宣誓時に提出した宣誓書の記載事項に変更があったとき

住所・氏名（通称名を含む）が変わった場合など

(2) パートナーシップ関係が解消されたとき

(3) 宣誓者の一方または双方が市外へ転出したとき

(4) 宣誓者のいずれか一方が婚姻し、もしくは他の者とパートナーシップを有することとなったとき

(5) 宣誓者の一方が死亡したとき

③ 宣誓書受領証の返還

次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証の返還届に必要事項を記入のうえ、既に交付した宣誓書記載内容等証明書を返還してください。

(1) パートナーシップを解消したとき

(2) 当事者の一方が死亡したとき

(3) 当事者の双方が市外に転出したとき

※死亡を理由とする場合において、引き続き証明書の保持を希望するときは、死亡した日以降証明書の効力が生じないように処理した証明書を保持することができます。

相手の方が死亡したことがわかる書類を提出してください。

なお、次の場合は、パートナーシップ宣誓を無効とします。その際は所有する宣誓書受領証・宣誓書受領カードを香南市人権課に返還してください。

・パートナーシップを形成する意思がないとき

・要綱第3条各号の規定に違反しているとき

・宣誓者間のパートナーシップの関係が公序良俗に違反するとき

④ 宣誓書記載内容等証明書の交付

第三者にパートナーシップ宣誓をしていることを証明する書面の提出が必要な場合などに、宣誓書記載内容等証明書を交付することができます。

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第7号）に必要事項を記入の上、提出してください。

Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度は婚姻とどう違うのでしょうか？

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施するため、法的効力はありません。

また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2 パートナーシップとはどういう関係ですか？

A お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係をいいます。

Q3 宣誓書提出の際や宣誓後、プライバシーは守られるのでしょうか？

A 宣誓の際は、プライバシー保護のため、ご希望に応じて個室での対応ができます。また、提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報等は、必ず守られます。不安なことや不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

Q4 パートナーシップの宣誓は、事実婚でもできますか？

A 香南市パートナーシップ宣誓制度は性的マイノリティの方が安心して生活できる社会の実現を目指して行うものです。宣誓する二人の一方又は双方が性的マイノリティであることが要件となります。

Q5 宣誓書提出に、費用はかかりますか？

A 宣誓に費用はかかりませんが、提出していただく必要書類（住民票の写しなど）の取得にかかる費用は自己負担となります。

Q6 通称名で宣誓できますか？

A 戸籍上の氏名と併せて通称名で宣誓できます。その場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類（通称名宛に届いた郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。

Q7 宣誓書受領証はすぐに交付されますか？

A 宣誓後、書類を確認のうえ、受領書を交付します。

なお、宣誓から受領証交付までには数日かかります。

宣誓には、原則として、お二人そろってお越しください。

Q8 受領証はどこで利用できますか？

A 宣誓書受領証を提示することで利用できるサービスは、香南市HPや香南市広報誌に掲載していきます。利用できるサービスは、今後も検討していくとともに、民間事業者や市民の皆さまにも周知します。

Q9 なりすましや偽装等の悪用をされませんか？

A 宣誓書提出の際には、宣誓者の本人確認を行うため、身分証明書の提示を求めるなど、なりすましを防ぎ、独身であることを証明する書類を提出いただいたうえで、受領証を交付します。

また、偽りその他の不正な手段によりパートナーシップ宣誓を受けた場合や、受領証等の不正利用が判明した場合は、宣誓は無効となり、受領証等は、返還していただきます。

Q10 市外に転出するときは、手続きが必要でしょうか？

A 変更届を提出してください。双方が市外に転出した場合、登録は失効します。

ただし、一方が転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合は、宣誓書は継続されますので、ご相談ください。

今後、他の自治体に転出した場合でも、香南市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結し、申請により受領証等を継続使用ができるようにしていきます。詳しくは、人権課までお問い合わせください

Q11 宣誓書の提出は平日のみしかできませんか？

A 宣誓書は、平日の9：00～16：30に対応します。

宣誓日は、原則として宣誓書提出日と同じ日になりますが、提出日以降でお二人の希望日を宣誓日とすることも可能ですので、ご相談ください。

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和5年1月27日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、性の多様性を認め合い、性的指向及び性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指した、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向や性自認のあり方が少数である者をいう。
- (2) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップにある2人であって、そのいずれか一方が市内に住所を有し、又は宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定している者は、次の各号のいずれにも該当する場合に宣誓をすることができる。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第2項第3号において同じ。)がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと。
- (3) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、あらかじめ市と調整するものとする。

2 宣誓をしようとする者は、そろって市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓の日以前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

（1）住民票の写し又は住民票記載事項証明書

（2）当事者のいずれかが市内への転入を予定していることを証明するに足りる資料（当事者が市内に住所を有していない場合に限る。）

（3）戸籍の抄本その他配偶者がいないことを証明することができる書類

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、そのいずれか一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下、これを代書させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、第2項の規定により宣誓書を提出する際に、本人であることを明らかにするため、市に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

（1）個人番号カード

（2）旅券

（3）運転免許証

（4）前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

（5）その他市長が適当と認める書類

5 宣誓をした者（前条に規定する市内への転入を予定している者に限る。）は、当該宣誓をした日から14日以内に、住民票の写し等市内へ転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。この場合において、当該期間内に当該書類の提出が困難である場合には、速やかにその旨を市長に申し出なければならない。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 宣誓をしようとする者は、前項の規定により通称名を使用することを希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書

類を、宣誓する時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により宣誓書を提出した者が第3条に定める要件を満たしていると認めるときは、当該提出者に対し、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)(以下「受領証等」という。)に、宣誓書の写しを添付して交付するものとする。この場合において、前条第1項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を受領証等に記載するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、毀損、汚損その他の事由により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けようとするときは、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による再交付申請書の提出について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出があったときは、受領証等を再交付するものとする。

4 前項の規定により受領証等の再交付を受けた宣誓者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに発見した受領証等を市長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(次条第1項の規定により返還届を提出する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に当該変更の内容を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 宣誓者は、前項の規定による変更届の提出の際に、第4条第4項各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により変更届の提出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。この場合において、変更

前の受領証等は、市が回収するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に受領証等を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき(第12条第1項に定める場合を除く。)

(4) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。

(5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による返還届の提出について準用する。

3 市長は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

4 市長は、第1項の規定により受領証等が返還されたとき、又は前項の規定により受領証等が返還されたものとみなしたときは、当該受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、同号の事由が生じたときから将来に向かってのみ無効とする。

(1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 第3条又は第4条第5項の規定に違反するとき。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者は、前条の規定により宣誓が無効となった場合を除き、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)の交付を受けることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による証明書交付申請書の提出について準用する。

(地方公共団体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している地方公共団体へ転出することにより市内に住所を有しなくなる場合であって、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第9号）を提出し、継続使用の手続が行われたときは、受領証等を当該地方公共団体において継続して使用することができる。

2 本市と協定を締結している地方公共団体から市内に転入した者であって、継続使用の手続が行われたものは、当該地方公共団体から交付されたパートナーシップを証明する書類を本市において継続して使用することができる。

(施策の推進に当たっての配慮)

第13条 市長は、施策の推進に当たっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(宣誓書の保存期間)

第14条 市長は、宣誓者のパートナーシップが継続している間に限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第9条第1項の規定により返還届が提出された場合、同条第3項の規定により受領証等が返還されたものとみなした場合又は宣誓者の双方が宣誓書の廃棄を希望する場合には、これを廃棄することができる。

(啓発)

第15条 市は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、啓発活動を行うものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

パートナーシップ宣誓書

(宛先) 香南市長 様

私たちは、香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓し、署名します。

		宣誓日	年	月	日		
宣誓者	住所				
	ふりがな						
	氏名 又は通称名						
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)						
	生年月日	年	月	日	年	月	日
	電話番号						
	メールアドレス						

代書者	住所				
	ふりがな				
	氏名				
	電話番号				
	メールアドレス				

パートナーシップ宣誓にあたっての確認書

私たちは、香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、以下の内容を確認した上で、パートナーシップの宣誓を行います。また、現況確認のため、住民票及び戸籍に記載されている事項について、本制度所管部署が確認することに同意します。

(自署)
氏名

(自署)
氏名

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項			
要 綱	項 目	回 答 (該 当 する もの に 「 <input checked="" type="checkbox"/> 」)	
第2条 第2号	(関係性) 一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条	(住所) 少なくともいずれか一方が市内に住所を有している、又は14日以内に市内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
		転入予定者氏名 転入予定年月日 年 月 日 転入予定者氏名 転入予定年月日 年 月 日	
第3条 第1号	(年齢) 宣誓日当日において、民法第4条に規定する成年に達している。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条 第2号	(配偶者等の有無) 配偶者(事実婚を含む。)がない。 宣誓者以外の者とパートナーシップを宣誓していない。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条 第3号	(近親者でないこと) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にない。	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
上記要件に変更が生じた際は、受領証及び受領カードを返還してください。		<input type="checkbox"/> 確認しました	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ① 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ② 戸籍抄本等
- ③ 通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することができる書類
また、本人を確認することができる書類(個人番号カード、旅券(パスポート)、運転免許証など)を提示してください。

パートナーシップ宣誓書受領証

_____ 様 (年 月 日生)	_____ 様 (年 月 日生)
住所 _____	住所 _____
_____	_____
宣誓日 年 月 日	交付番号 _____

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

香 南 市 長



(裏面)

注意事項

- 次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。
 - (1) パートナーシップを解消したとき。
 - (2) 一方が死亡したとき。
 - (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。
 - (4) 宣誓が無効となったとき。
- 次の場合には、宣誓は無効となります。
 - (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
 - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
 - (3) 宣誓の対象者の要件に違反しているとき。
 - (4) 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)」を御提出ください。

特記事項

※戸籍上の氏名、再交付日等

受領証の提示を受けられた方へ

香南市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。

1. パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した関係をいいます。

2. 宣誓を受けた際に確認した事項

この受領証は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当すると認めた場合に交付されます。

- (1) いずれか一方が市内に住所を有していること(転入予定を含む。)
- (2) 成年に達していること
- (3) 配偶者(事実婚を含む。)がないこと
- (4) 宣誓者以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者でないこと(パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。)

様式第3号(第6条関係)

パートナーシップ宣誓書受領カード	
香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。	
宣誓者	
【本人】	【パートナー】
氏名	氏名
(年 月 日生)	(年 月 日生)
住所	住所
宣誓日 年 月 日	
交付番号	香南市長 印

(表)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">特記事項</div> ※戸籍上の氏名、再交付年月日等 戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)	
【本人】	【パートナー】
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">注意事項</div>	
○ 次の場合には、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。 (1) パートナーシップを解消したとき。 (2) 一方が死亡したとき。 (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき。 (4) 宣誓が無効となったとき。	○ 次の場合には、宣誓は無効となります。 (1) 宣誓者間にパートナーシップを形成する意図がないとき。 (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。 (3) 宣誓の対象者の要件に反しているとき。 (4) 市内に転入予定の場合、期日までに市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">受領カードの提示を受けられた方へ</div>	
香南市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の形成に向けて、本制度を実施しています。法的効力を発生させるものではありませんが、受領カードの提示を受けられた方は、制度の趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。また、本制度を利用する方の性的指向や性自認、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないでください。	

(裏)

備考

- 1 寸法は、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
- 2 背景には、適宜意匠を加えるものとする。

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

申請日	年 月 日	※それぞれ自署してください。	
宣誓日	年 月 日	交付番号	
宣誓者	住所	住所	
	氏名	氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日 年 月 日
	電話番号	電話番号	
再交付を希望する書類	※希望する書類に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード		※希望する書類に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領証 <input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓書受領カード
再交付を希望する理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損・汚損 <input type="checkbox"/> その他 ()		

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・再交付を希望する書類（毀損・汚損を理由とする場合）

また、本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

パートナーシップ宣誓事項変更届

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

届出日	年 月 日	※それぞれ自署してください。		
宣誓者	住所	(変更前)	住所 (変更前)	
		(変更後)	住所 (変更後)	
	氏名	(変更前)	氏名 (変更前)	
		(変更後)	氏名 (変更後)	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	宣誓日	年 月 日	交付番号	
その他の変更	(変更前)	(変更後)		
変更理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> 転居・転入・転出 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ① 変更内容を確認することができる書類（住民票の写し・戸籍抄本など）
- ② パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード

また、本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項の規定により、受領証等を返還します。

届出日	年 月 日			※それぞれ自署してください。				
届出者	住所			住所				
	氏名			氏名				
	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
	電話番号			電話番号				
	宣誓日	年	月	日	交付番号			
返還理由	※該当する理由に✓してください。 <input type="checkbox"/> パートナーシップの解消 <input type="checkbox"/> 一方の死亡 <input type="checkbox"/> 香南市から転出 <input type="checkbox"/> その他（ ）							

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ・パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード

また、本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第11条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書の交付を申請します。

交付申請日	年 月 日			
宣誓者	住所		住所	
	氏名		氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	宣誓日	年 月 日	交付番号	
証明書の提出先	※該当する提出先に✓してください。 <input type="checkbox"/> 香南市役所 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ()			

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《確認書類について》

本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）を提示してください。

パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書

氏名 又は通称名		氏名 又は通称名	
戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)	
住所		住所	
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	返還日	年 月 日
交付番号		返還理由	

上記のとおり、香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書に記載されている内容等について証明します。

年 月 日

香 南 市 長



パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書

（宛先）香南市長 様

香南市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第12条第1項の規定により、以下のとおり継続使用することを申請します。

なお、本申請書、パートナーシップ宣誓書、パートナーシップ宣誓に当たっての確認書及びパートナーシップ宣誓に係る提出書類の写しを、転出先の市区町村へ提供することに同意します。

申請日	年 月 日		※それぞれ自署してください。	
宣誓者	住所	(転出元住所) (転出先住所)	住所	(転出元住所) (転出先住所)
	氏名		氏名	
	戸籍上の氏名		戸籍上の氏名	
	生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
	電話番号		電話番号	
	宣誓日	年 月 日	交付番号	
	転出予定日	年 月 日	転出予定日	年 月 日

代書者	住所	
	氏名	
	電話番号	

《添付書類について》

以下の書類を提示してください。

- ① パートナーシップ宣誓書受領証、パートナーシップ宣誓書受領カード
- ② 本人を確認することができる書類（個人番号カード、旅券（パスポート）、運転免許証など）